

かみす地域クラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは「かみす地域クラブ」と称する。

(目的)

第2条 かみす地域クラブは、神栖市の子どもたちが将来にわたり、継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保及び持続可能で多様な地域スポーツ・文化芸術活動の環境を整えることを目的とする。

(用語等の定義)

第3条 かみす地域クラブに係る用語を、次の各号のように定義する。

- (1) かみす地域クラブ：直営型クラブ及び自主運営型クラブで構成
- (2) 直営型クラブ：かみす地域クラブのうち、神栖市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が直接運営するクラブ
- (3) 自主運営型クラブ：中学生を対象にスポーツ・文化芸術活動を行っている団体で、神栖市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て、かみす地域クラブに登録しているクラブ
- (4) クラブ員：クラブに入会した者
- (5) 休日：神栖市の休日を定める条例（平成元年神栖町条例第30号）第1条で規定する日
- (6) 平日：休日以外の日

(活動)

第4条 クラブの活動は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月 文部科学省）」及び「茨城県地域クラブ活動ガイドライン（令和5年2月 茨城県教育委員会）」に基づいて行うものとする。

(活動場所)

- 第5条 直営型クラブの活動場所は、原則として市内中学校の施設（以下「学校施設」という。）とする。
- 2 自主運営型クラブの活動場所は、クラブが独自に確保するものとする。ただし、当該クラブの参加者のうち半数以上が市内在住の中学生である場合は、学校施設を利用することができる。
 - 3 学校施設を利用するクラブ及びクラブ員は、学校施設を利用する際は、当該施設を管理する学校長及び教育委員会の指示に従わなければならない。
 - 4 クラブの指導者は、学校施設の利用時に事故が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
 - 5 クラブ及びクラブ員は、現状有姿で学校施設を利用するものとする。

(活動時間)

- 第6条 クラブの活動時間は、平日2時間、休日3時間の計、週11時間を上限とし、週当たり2日以上上の休養日を設けなければならない。
- 2 直営型クラブの活動は、当面の間休日のみとし、月12時間の活動を基本とする。

- 3 大会参加等やむを得ない事情により1日の上限時間を超えて活動した場合は、休養日を振り替えるなど、速やかに活動時間を調整しなければならない。

第2章 組織

(事務)

第7条 教育委員会は、かみす地域クラブの運営に当たり、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 直営型クラブ、自主運営型クラブの運営管理に関する事
- (2) 直営型クラブの指導や管理に関する事
- (3) 直営型クラブの参加者管理に関する事
- (4) 直営型クラブ、自主運営型クラブの活動管理に関する事
- (5) 直営型クラブ、自主運営型クラブの会計管理に関する事
- (6) 直営型クラブ、自主運営型クラブの広報・募集に関する事
- (7) 直営型クラブ、自主運営型クラブの学校や行政との連携に関する事
- (8) 直営型クラブ、自主運営型クラブの安全管理に関する事

第8条 教育委員会は、前条各号に規定する業務の全部又は一部を外部に委託することができる。

(種目)

第9条 直営型クラブは、軟式野球、サッカー、ソフトテニス、バレーボール、バスケットボール、卓球、柔道、剣道、吹奏楽の9種目とし、「神栖地区」及び「波崎地区」にそれぞれ設置する。ただし、登録人数やその他の事情により、設置数を増減することができる。

- 2 自主運営型クラブの種目は制限しない。

第3章 指導者・指導団体

(指導者の責務)

第10条 クラブの指導者は、指導者及び一社会人として、円満な人格を形成し見識を高めるため、常に自己研鑽^{けんさん}に努め、適切な指導を行わなければならない。また、競技力向上だけでなく、他校や異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒とコーチ等との好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感、責任感、連帯感^{かんよう}の涵養に資するなど、豊かな人間性の育成にも寄与しなければならない。

(指導者の資格)

第11条 直営型クラブにおいては、指導者の資格は必要としない。ただし、大会参加にあたっては、資格を必要とするものもあることから、資格の取得を推奨するものとする。

- 2 自主運営型クラブにおける指導者の資格要件については、各クラブが定めるものとする。

(直営型クラブの指導者等)

第12条 直営型クラブの指導者の登録を希望する者は、電子又は書面により直営型クラブ指導者登録申請書(様式第1号)を提出し、教育長の承認を得なければならない。

- 2 直営型クラブのクラブ員の保護者で、当該クラブ員が所属するクラブの指導補助員(以下「サポーター」という。)の登録を希望する者は、電子又は書面により直営型クラブサポーター登録申請書(様式第2号)を提出し、教育長の承認を得なければならない。

3 高校生で、直営型クラブの指導補助員（以下「高校生ボランティア」という。）の登録を希望する者は、電子又は書面により直営型クラブ指導補助員登録申請書（様式第3号）を提出し、教育長の承認を得なければならない。

（自主運営型クラブの登録）

第13条 自主運営型クラブの登録を希望する団体は、電子又は書面により自主運営型クラブ登録申請書（様式第4号）を提出し、教育長の承認を得なければならない。

（指導者の研修）

第14条 クラブの指導者は、教育委員会が主催する研修会に参加しなければならない。

（クラブ員の管理）

第15条 直営型クラブの指導者及び自主運営型クラブは、クラブ員の行動等を管理統括する。

2 直営型クラブの指導者及び自主運営型クラブは、クラブ活動に係る事故が発生した場合は、クラブ員の安全確保を最優先に対応し、速やかに教育委員会に報告するものとする。

（指導者等の報酬）

第16条 直営型クラブの指導者の報酬は、時給1,700円、交通費1,000円とする。

2 サポーターの報酬は、時給1,000円とする。

3 高校生ボランティアの報酬は無償とする。

4 自主運営型クラブの指導者の報酬は、各クラブが定めるものとする。

（脱退及び登録の取消）

第17条 直営型クラブの指導者、サポーター及び高校生ボランティア又は自主運営型クラブが、かみす地域クラブを脱退しようとするときは、脱退日の1か月前までにその理由を付して脱退届（様式自由）を提出しなければならない。

2 教育長は、直営型クラブの指導者、サポーター、高校生ボランティア又は自主運営型クラブが本規約、関係法令及び関係例規等に違反するとき、その他不適格と認められる事実が発生したときは、当該指導者等又は自主運営型クラブの登録を取り消すことができる。

（遵守事項）

第18条 クラブの指導者、その他クラブ関係者は、本規約のほか、次の各号を遵守しなければならない。

(1) かみす地域クラブの目的達成を妨げる行為及び公序良俗に反する行為を行ってはならない。

(2) 反社会的勢力に属する者との取引や交際等をしてはならない。

(3) 人種、性、言語、宗教、政治その他の事由を理由とする個人、集団に対する差別を行ってはならない。

(4) 指導者等の地位を利用して、宗教又は政治活動を行ってはならない。

(5) クラブ活動において、営利・売名等を目的とした活動を行ってはならない。

(6) 暴力行為、暴言、ハラスメント等、クラブ員の心身の健康を損なう行為を行ってはならない。

第4章 クラブ員の入会・退会

（入会）

第19条 クラブに入会できる者は、原則、市内在住の中学生で保護者の同意を得た者とする。

- 2 直営型クラブに入会を希望する者は、電子又は書面によりかみす地域クラブ設置要項（令和6年神栖市教育委員会告示第3号。以下「設置要項」という。）に定める入会届を提出しなければならない。
- 3 自主運営型クラブに入会を希望する者は、各クラブが定める方法により入会の手続きを行うものとする。
- 4 自主運営型クラブは、入会したクラブ員の名簿を教育委員会に提出しなければならない。

（退会）

- 第20条 直営型クラブのクラブ員が、クラブを退会しようとするときは、電子又は書面により設置要項に定める退会届を提出しなければならない。
- 2 自主運営型クラブのクラブ員が、クラブを退会しようとするときは、各クラブが定める方法により退会の手続きを行うものとする。
 - 3 自主運営型クラブは、退会したクラブ員の名簿を教育委員会に提出しなければならない。
 - 4 教育長は、クラブ員が本規約、関係法令及び関係例規等に違反するとき、又は、その他不適当と認めるときは、当該クラブ員を退会させることができる。

第5章 保護者

（運営の協力）

- 第21条 クラブ員の保護者は、かみす地域クラブの目的を理解し、かみす地域クラブの発展とクラブ員の健全な育成に協力しなければならない。

（指導の一任）

- 第22条 クラブ員の保護者は、活動中の指導、采配の一切を指導者に一任することに同意する。
- 2 保護者は、クラブの指導者に暴力行為、暴言、ハラスメント等の疑義が生じた場合、教育委員会に調査の申し立てをすることができる。

第6章 会計

（期間）

- 第23条 クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（参加費）

- 第24条 直営型クラブの参加費は年会費1,000円、月会費2,000円とする。
- 2 直営型クラブの参加費の納入方法及び納入期限等は、教育長が別に定める。
 - 3 直営型クラブにおいて参加費の納入が1か月遅延した場合は退会とする場合がある。
 - 4 自主運営型クラブの参加費納入方法等は、各クラブにおいて定めるものとする。ただし、生徒や保護者等の理解を得つつ、活動の運営・維持に必要な範囲で可能な限り低廉な額とし、営利を目的としてはならない。
 - 5 クラブは、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保しなければならない。

（返金）

- 第25条 既に納入された直営型クラブの参加費は、返金しない。ただし、以下の各号に当てはまる場合は、一部又は全額を返金することができる。
- (1) 天変地異その他やむを得ない事情により、直営型クラブの活動が継続不可能となった場合

- (2) 1期3か月の期間（4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月）中、活動予定時間の50パーセント以上が実施できず、振替も困難な場合
 - (3) その他教育長が認める場合
- 2 自主運営型クラブの参加費の返金等については、各クラブで定めるものとする。

第7章 事故の責任

（事故等の責任）

- 第26条 クラブの指導者及びクラブ員が、クラブ活動中において施設、設備を破損若しくは亡失したときは、当該クラブが弁償の責を負うものとする。
- 2 クラブの指導者及びクラブ員は、クラブ活動中において故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

（傷害保険への加入）

- 第27条 直営型クラブの指導者及びクラブ員に係る傷害保険は、教育委員会が一括して加入する。
- 2 自主運営型クラブの指導者及びクラブ員に係る傷害保険は、各クラブの責任において加入するものとする。

第8章 個人情報の管理

（個人情報）

- 第28条 教育長は、クラブにおける個人情報を、適切に管理し、クラブの円滑な運営を目的とした場合のみ使用することができる。
- 2 教育長は、下記に示す場合を除き、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に開示又は提供することはできない。また、開示又は提供を行う場合は、個人情報の不適切な流出防止をはじめとする保護のための措置が、開示又は提供先において確保されるよう努める。
- (1) 業務委託先、指導者等に運営上必要な範囲で開示・提供する場合
 - (2) 法令等により開示・提供が求められた場合
- 3 クラブの指導者、クラブ員、保護者、その他クラブ関係者は、クラブの活動において知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせるなど、目的外に使用することの無いよう徹底しなければならない。また、個人情報の取扱いについても、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）及び関係法令等を遵守し、適切に保護しなければならない。

第9章 その他・附則

（その他）

- 第29条 この規約に定めるもののほか、かみす地域クラブの運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（付則）

この規約は、令和6年9月1日から施行する。
令和8年4月1日 一部改正

直営型クラブサポーター登録申請書

神栖市教育委員会教育長 様

フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日
性別	
住所・連絡先	〒 連絡先 TEL : Mail:
希望するクラブ	(地区) (競技) 地区 クラブ
報酬の受け取り希望	<input type="checkbox"/> 受け取る <input type="checkbox"/> 辞退する
所属先からの承認	<input type="checkbox"/> 了承済み <input type="checkbox"/> 事業主のため確認不要 <input type="checkbox"/> その他 ()
応募動機	

年 月 日

様式第3号（第12条関係）

直営型クラブ高校生ボランティア登録申請書

神栖市教育委員会教育長 様

フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日
性別	
住所・連絡先	〒 連絡先 TEL : Mail:
希望するクラブ	(地区) (競技) 地区 クラブ
応募動機	

年 月 日

自主運営型クラブ登録申請書

神栖市教育委員会教育長 様

団体名	
フリガナ 団体代表者氏名	
団体代表者生年月日	年 月 日
フリガナ 事務担当者氏名 <small>（団体代表者と同一の場合は省略可）</small>	
住所・連絡先	〒 連絡先 TEL : Mail:
設立年月日 <small>（新規設立の場合は、予定年月日）</small>	年 月 日
規約や運営方針の有無 <small>（ない場合は事務局と相談して作成すること）</small>	規約（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> なし ） 運営方針（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> なし ）
種 目	<input type="checkbox"/> 軟式野球 <input type="checkbox"/> サッカー <input type="checkbox"/> ソフトテニス(男) <input type="checkbox"/> ソフトテニス(女) <input type="checkbox"/> バスケットボール(男) <input type="checkbox"/> バスケットボール(女) <input type="checkbox"/> バレーボール <input type="checkbox"/> 卓球(男) <input type="checkbox"/> 卓球(女) <input type="checkbox"/> 剣道 <input type="checkbox"/> 柔道 <input type="checkbox"/> 吹奏楽 <input type="checkbox"/> その他（)
活動場所 <small>（学校施設の利用を希望する場合は地区を選択）</small>	地区（ <input type="checkbox"/> 市内全域 <input type="checkbox"/> 神栖地区 <input type="checkbox"/> 波崎地区）
活動日	
活動時間の遵守 <small>（平日2時間、休日3時間、週11時間の上限及び休養日の設定）</small>	<input type="checkbox"/> 遵守する
応募動機	

年 月 日